

7環管第279号
平成27年6月12日

城南衛生管理組合
管理者 山本 正 様

京都府知事 山田 啓二

折居清掃工場更新事業に係る環境影響評価準備書に対する意見書
について

平成26年10月10日付けで提出の上記環境影響評価準備書について、京都府環境影響評価条例第23条第3項の規定により、別添のとおり意見書を送付します。

担当	環境部環境管理課 指 導 担 当
電話	075-414-4715
FAX	075-414-4705

(別 添)

折居清掃工場更新事業に係る環境影響評価準備書の内容に対する意見は次のとおりですので、環境影響評価書の作成及び事業の実施に当たっては、十分考慮してください。

1 全体的事項

- 事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境の保全及び創造のための措置（以下、「環境保全措置」という。）を確実に実施するとともに、最新の環境保全設備を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- 工事の実施及び施設の供用においては、環境影響評価の結果に基づき、環境への影響に配慮し、適切かつ確実な対策を実施すること。
また、環境に影響を及ぼす新たな事実が判明したときは、速やかに府及び関係市に報告するとともに、適宜、専門家の指導、助言を受けた上で適切な措置を講じること。

2 個別事項

(1) 大気質

- 事業予定地は丘陵地に位置し、北東側には谷型の地形があるなど、複雑な地形を有していることから、煙突排出ガスによる影響については、三次元移流拡散モデルを用いて予測を行っている。本事業の環境影響を予測するに当たって、当該モデル及びその条件を選定した理由について評価書に記載すること。
- 煙突排出ガスによる大気汚染物質の濃度が特殊な気象条件においては、環境基準等を超えるものではないものの、一時的に濃度が高くなることから、更新施設においては、最新の排ガス処理設備等を導入するとともに、燃焼温度の管理、定期的な煙突排出ガス等の測定による適切な運営管理、施設の維持管理を徹底することにより、大気環境等への影響を可能な限り低減すること。

(2) 騒音・廃棄物

- 廃棄物のより一層の低減や搬入車両の効率的な運用等により、自動車騒音その他環境への負荷の低減が図られるよう、必要な環境保全措置を行うこと。

(3) 景観

- 更新施設の建物の形状、色彩及び植栽計画については、山城総合運動公園利用者による公園からの景観に配慮すること。